

仕様書

1. 件名

新国立劇場主催公演における各種公演チラシ束配布

2. 概要

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「財団」という）が管理する新国立劇場の建物及びその敷地内において、財団主催公演（研修所公演を含む。以下同様）のご来場者に対し、各種公演チラシ束を配布する。

なお本仕様書、契約書（案）及び実施要領中における「配布」とは、各種公演チラシ束を手渡しや置きチラシ等の方法により、希望するご来場者に広く行き渡るようにする一連の行為をさすものとする。

3. 履行期間

平成29年10月1日から平成30年9月30日まで（1年間）

4. 履行場所

東京都渋谷区本町1-1-1 新国立劇場内（建物及びその敷地内）

※施設図面参照

5. 条件

- （1）財団が特に中止を依頼する場合を除いて、原則として新国立劇場主催公演時に、ご来場者に対し各種公演チラシ束配布を行うものとする。
- （2）配布するチラシは、原則として現代舞台芸術の公演チラシであること。なお、現代舞台芸術公演関連であっても、会員（有料、無料の別を問わず）の募集チラシ等は配布することはできないものとする。
- （3）備品等が必要な場合は、配布事業者の負担とする。
- （4）チラシ束の体裁、配布場所、配布方法については事前に財団の了承を得ること。
- （5）快適な観劇環境の形成のため、配布に際しご来場者の動線を妨げたり不快感を与えないよう、留意すること。
- （6）従業員の手渡しによる配布の場合、配布要員の身元保証、健康管理、風紀衛生、就業態度及び配布により生ずる全ての結果に対し一切の責任を負うこと。
- （7）（6）の場合、配布要員の名簿を財団に提出し、勤務中は名札を見える位置に装着させること。また1名以上の責任者をおき、財団との連絡調整等を行わせること。当該責任者が配布要員を兼ねても差し支えない。
- （8）財団が特に中止を依頼する場合は、それに従うこと。

6. 履行開始日

平成29年10月1日（日）（新国立劇場オペラ公演「神々の黄昏」初日（オペラ劇場））から業務を開始すること。

7. 履行日及び履行時間

原則として新国立劇場のオペラ劇場、中劇場及び小劇場で上演される主催公演の開場時間中とする。なお、配布事業者は事前に月毎の配布計画書を財団に提出し、その内容について財団の了承を得るものとする。

※2017/2018 シーズン主催公演一覧参照

8. 配布内容

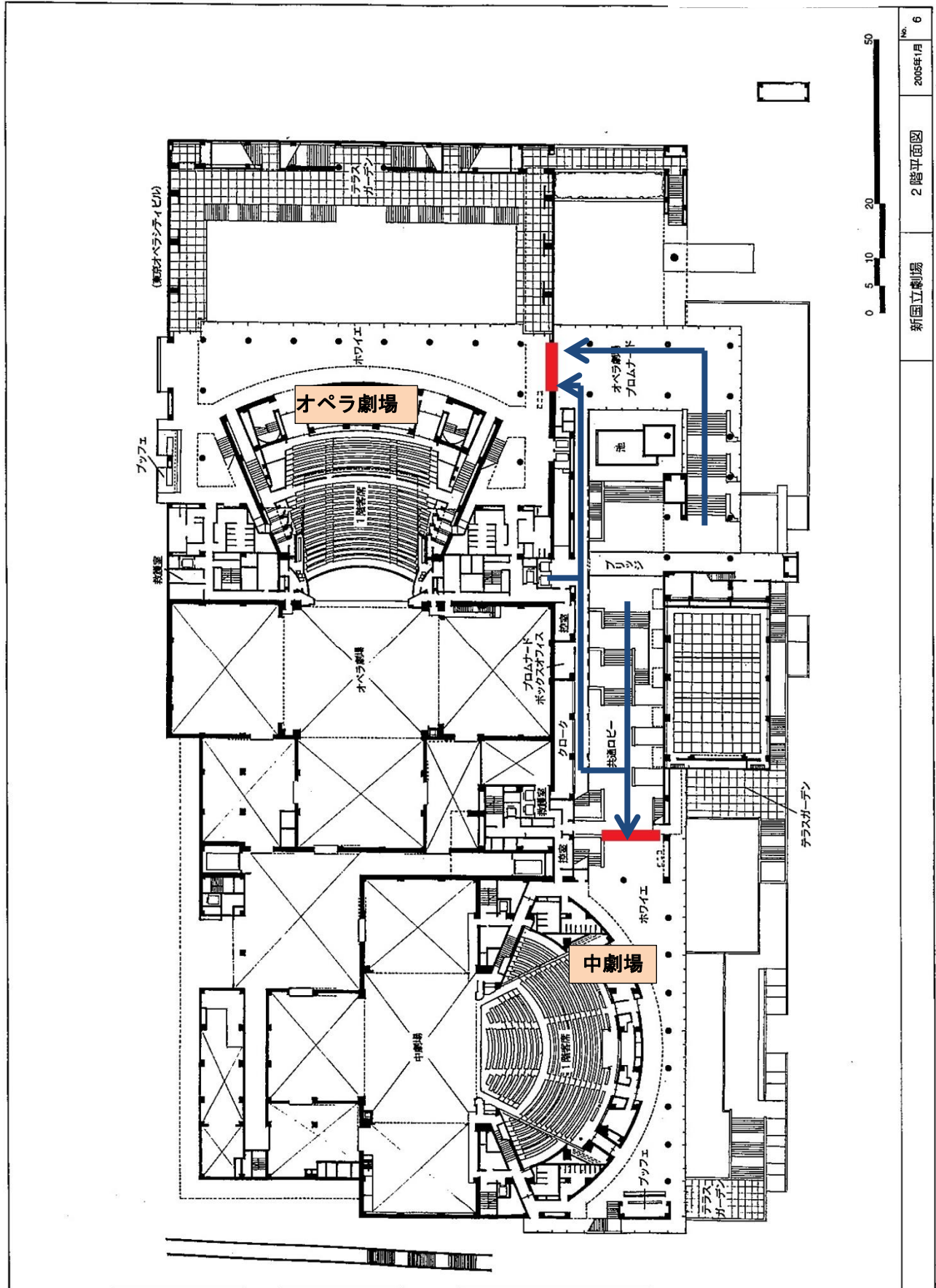
主催公演ごとに、配布するチラシ束の見本を1部財団に提供し、その内容について財団の了承を得るものとする。

9. 苦情処理

配布に際し受けた苦情については、誠意をもって適切かつ迅速な処理を図ることとし、解決が容易であり、即時に処理をしたものを除き、苦情処理結果を財団に報告することとする。

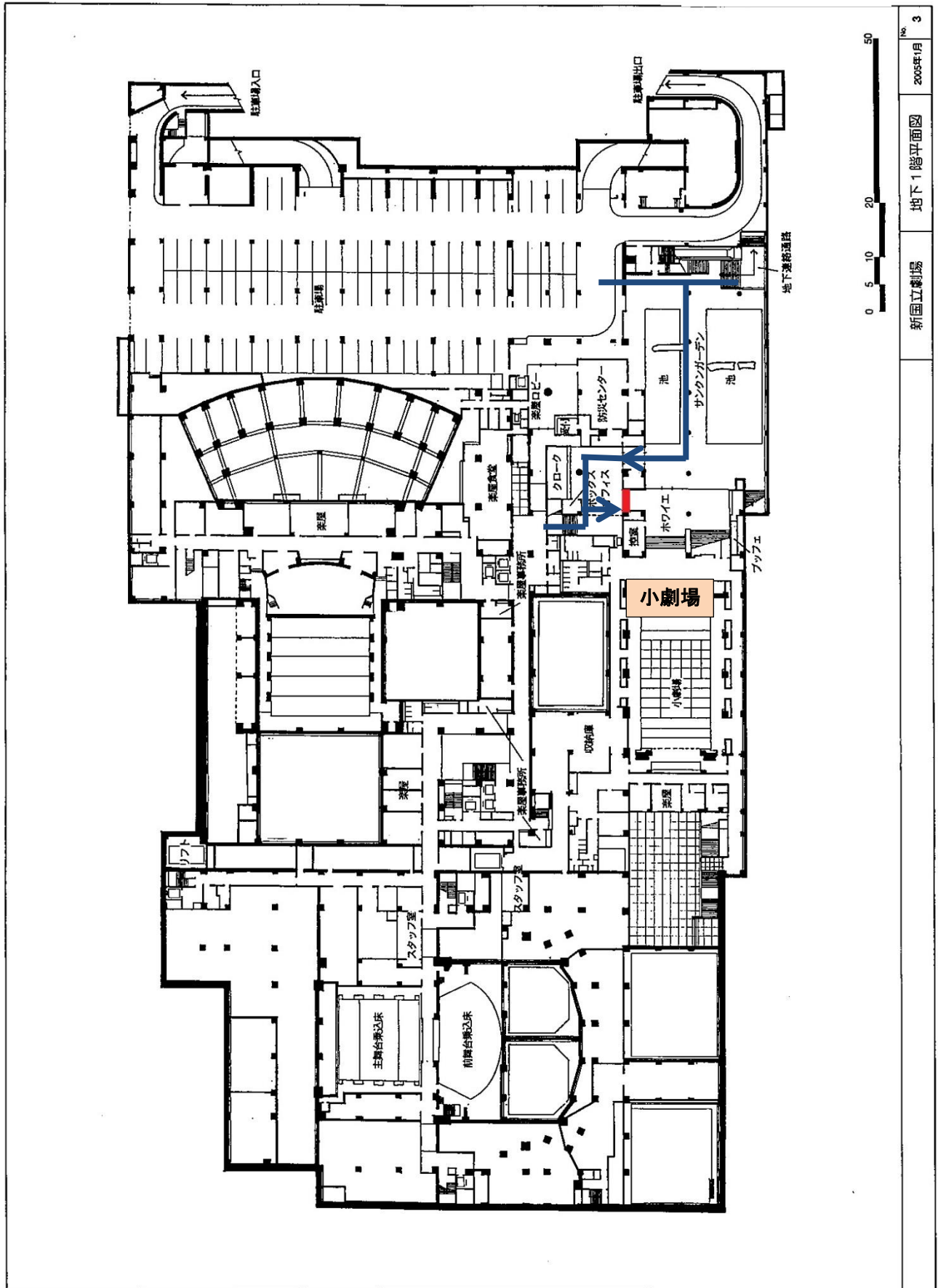
10. その他

常に財団と連携して業務を行うこと。



 ご来場者の動線
 各劇場入口(もぎり)

地下1階



0 5 10 20 50

新国立劇場 2017/2018シーズン 公演一覧

2017/2018シーズン ラインアップ				劇場	公演日							回数
オペラ	2017	10月	神々の黄昏 [ワーグナー]	オペラ劇場	10/1 (日) 14:00	10/4 (水) 16:00	10/7 (土) 14:00	10/11 (水) 14:00	10/14 (土) 14:00	10/17 (火) 16:00		6回
		11月	椿姫 [ヴェルディ]	オペラ劇場	11/16 (木) 19:00	11/19 (日) 14:00	11/23 (木・祝) 14:00	11/25 (土) 14:00	11/28 (火) 14:00		5回	
		11・12月	ばらの騎士 [R.シュトラウス]	オペラ劇場	11/30 (木) 18:00	12/3 (日) 14:00	12/6 (水) 14:00	12/9 (土) 14:00			4回	
	2018	1月	こうもり [J.シュトラウスⅡ世]	オペラ劇場	1/18 (木) 19:00	1/21 (日) 14:00	1/24 (水) 14:00	1/27 (土) 14:00	1/28 (日) 14:00			5回
		2月	松風 [細川俊夫]	オペラ劇場	2/16 (金) 19:00	2/17 (土) 15:00	2/18 (日) 15:00					3回
		2・3月	ホフマン物語 [オフエンバック]	オペラ劇場	2/28 (水) 18:30	3/3 (土) 14:00	3/6 (火) 14:00	3/10 (土) 14:00				4回
		3月	愛の妙薬 [ドニゼッティ]	オペラ劇場	3/14 (水) 19:00	3/16 (金) 14:00	3/18 (日) 14:00	3/21 (水・祝) 14:00				4回
4月		アイーダ [ヴェルディ]	オペラ劇場	4/5 (木) 18:00	4/8 (日) 14:00	4/11 (水) 14:00	4/14 (土) 14:00	4/17 (火) 14:00	4/20 (金) 18:00	4/22 (日) 14:00	7回	
5・6月		フィデリオ [ベートーヴェン]	オペラ劇場	5/20 (日) 14:00	5/24 (木) 14:00	5/27 (日) 14:00	5/30 (水) 19:00	6/2 (土) 14:00			5回	
7月	トスカ [プッチーニ]	オペラ劇場	7/1 (日) 14:00	7/4 (水) 19:00	7/8 (日) 14:00	7/12 (木) 14:00	7/15 (日) 14:00			5回		
バレエ	2017	10・11月	くるみ割り人形	オペラ劇場	10/28 (土) 14:00	10/29 (日) 14:00	10/31 (火) 13:30 (貸切)	11/3 (金・祝) 18:00	11/4 (土) 14:00	11/5 (日) 14:00		7回
		12月	シンデレラ	オペラ劇場	12/16 (土) 13:00 18:00	12/17 (日) 14:00	12/20 (水) 13:00	12/22 (金) 19:00	12/23 (土・祝) 13:00 18:00	12/24 (日) 14:00		8回
	2018	1月	ニューイヤー・バレエ	オペラ劇場	1/6 (土) 18:00	1/7 (日) 14:00						2回
		2月	ホフマン物語	オペラ劇場	2/9 (金) 19:00	2/10 (土) 14:00	2/11 (日・祝) 14:00					3回
4・5月		白鳥の湖	オペラ劇場	4/30 (月・祝) 14:00	5/3 (木・祝) 13:00 18:00	5/4 (金・祝) 14:00	5/5 (土・祝) 14:00	5/6 (日) 14:00			6回	
6月	眠れる森の美女	オペラ劇場	6/9 (土) 14:00	6/10 (日) 14:00	6/16 (土) 13:00 18:30	6/17 (日) 14:00				5回		
現代舞踊	2017	11月	舞踏の今 その1 山海塾「海の賑わい 陸の静寂—めぐり」 オカ	中劇場	11/25 (土) 14:00	11/26 (日) 14:00						2回
		2月	高谷史郎 (ダムタイプ) 「ST/LL」	中劇場	2/24 (土) 14:00	2/25 (日) 14:00						2回
	3月	舞踏の今 その2 大駱駝艦・天賦典式「罪と罰」	中劇場	3/17 (土) 14:00	3/18 (日) 14:00						2回	
	5月	森山開次「サーカス」	小劇場	5/19 (土) 12:00 16:00	5/20 (日) 14:00	5/23 (水) 19:00	5/24 (木) 19:00	5/26 (土) 12:00 16:00	5/27 (日) 14:00		8回	
	演劇	2017	10月	トロイ戦争は起こらない	中劇場	2017年10月5日 (木) ～22日 (日)						
11月			プライムたちの夜	小劇場	11月7日 (火) ～26日 (日)							24回
12月			かがみのかなたはたなかのなかに	小劇場	12月5日 (火) ～24日 (日)							24回
2018		3月	赤道の下のマクベス	小劇場	2018年3月6日 (火) ～25日 (日)							20回
		4・5月	1984	小劇場	2018年4～5月							
		5・6月	ヘンリー五世	中劇場	2018年5～6月							
		6月	夢の裂け目	小劇場	2018年6月							
7月	蓬萊竜太 書き下ろし作品	小劇場	2018年7月									

※上記以外にも、青少年向けの公演として毎年7月に「高校生のためのオペラ鑑賞教室」、「こどものためのバレエ劇場」の上演が予定されています。また、オペラ研修所・バレエ研修所・演劇研修所の公演も各研修所で年間数回ずつ実施しています。

※2017年6月現在の情報です。内容は変更となる場合がございます。

新国立劇場主催公演における各種公演チラシ束配布契約書（案）

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次の条項によって新国立劇場主催公演における各種公演チラシ束配布（以下「チラシ束配布」という。）に係る契約を締結する。

第1条 甲は、甲が管理する新国立劇場（以下「劇場」という。）のオペラ劇場、中劇場及び小劇場での主催公演（研修所公演を含む。以下同様）開場時に、乙がチラシ束を来場者に配布することを許可し、乙は各公演団体から依頼を受けて作成したチラシ束を事前に甲の了承を得て決定した場所及び方法で配布する。

第2条 乙は、前条について、仕様書に記載するところに則り業務を行うものとする。

第3条 本契約の期間は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までとする。

2 前項にかかわらず、契約期間満了日以後の当該満了日に近接する期間において、甲による劇場運営の都合上、当該チラシ束配布を行う必要がある場合には、甲乙協議の上、当該必要の範囲において、契約期間を延長することができる。

第4条 乙が甲に支払う手数料は、0円～●円とする（内、消費税額及び地方消費税額●円）。

【以下、本条第2項から第6項までは、手数料が設定された場合のみ有効とする。】

2 税法の改正により消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）の税率が変動した場合には、改正以降における税率で消費税等相当額を計算する。

3 乙は、第1項に定める手数料を各主催公演終了月の翌月末日（以下「期日」という。）までに甲が指定する銀行の口座に納入し、振込にかかる手数料は乙の負担とする。

4 前項の期日が銀行の休業日に当たるときは、直前の銀行営業日を期日とする。

5 乙は、期日までに手数料を甲が指定する銀行口座に納入しないときは、期日の翌日を起算日として手数料が納入される日までの日数について延滞金を支払うものとする。

6 前項の延滞金は、商法第514条に定める商事法定利率を適用し、日割りにより算定する。なお、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第5条 乙は、チラシ束配布業務の一部又は全部を第三者に委託してはならない。

第6条 乙は、事前に甲の承認を得た場所でチラシ束配布を行うものとする。

2 乙の負担によりチラシ束配布に必要な備品を設置する場合は、事前に甲の承認を得なければならない。その場合の備品等は、乙の負担とする。

3 乙は、故意又は過失により甲の施設設備等及び業務に損害を及ぼした場合は、その程度に応じて修繕費等を負担するものとする。

第7条 乙は、チラシ束配布を行うに当たっては、別紙仕様書の定めに従うものとする。

第8条 甲は、乙に対し業務の適正を期するため、必要があると認めたときは、その配布行為、配布物の体裁、配布要員の業態等について、随時調査等を行い、その改善の措置を命ずることができる。

第9条 乙は、契約期間中に知り得た各種情報を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約期間終了後においても同様とする。

第10条 乙は、法人登記を変更した場合は、直ちに甲に報告をしなければならない。

第11条 乙が次の各号に掲げる事項に該当したときは、甲は直ちに契約を解除し、又はその業務を停止させることができる。

- (1) 第4条に規定する手数料を滞納したとき。
- (2) 甲の信用あるいは名誉を傷つける行為があったとき。
- (3) 甲に提出した書類に不実の記載があったことが判明したとき。
- (4) 第8条に規定する調査の結果、乙に著しい不正または過誤の事実があると認めた場合、又は甲の改善命令に従わないとき。
- (5) 乙が強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は解散、破産、会社更生手続き開始の申立てがあったとき。
- (6) 甲の指示に従わないとき、又は本契約の条項のいずれかに違反したとき。

第12条 乙は、本契約期間中に本契約を解約しようとするときは、解約日の3ヶ月前までに甲に対し書面によりその予告をし、甲の承認を得なければならない。

第13条 甲及び乙は、自ら又は自らの役員若しくは従業員が、現在以下各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、相手方に対して誓約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2 甲及び乙は、自ら又は第三者をして、以下各号の行為を行わないことを、相手方に対して誓約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙が前2項のいずれかに違反した場合、相手方は催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに本契約を解除することができるものとする。また、これにより生じた損害について、違反当事者に対して損害賠償を請求することを妨げないものとする。

第 14 条 甲が都合により又は天災地変その他やむを得ない事由により劇場を休業したとき、又は契約期間の満了及び第 11 条に規定する業務の停止、もしくは契約の解除の場合には、乙は、甲に対して異議の申し立て、損害賠償及びその他一切の請求をすることができない。

第 15 条 本契約に関する訴えの管轄は、甲を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

第 16 条 本契約書に記載のない事項については、甲乙協議し、誠意をもってこれを決定するものとする。

本契約が締結されたことを証するために、契約書 2 通を作成して甲乙記名押印のうえ甲乙各 1 通を保有する。

平成 29 年 月 日

甲 東京都渋谷区本町 1 丁目 1 番 1 号
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾 崎 元 規

乙